

# 望ましい市町村のごみ分別収集のあり方

～市町村ごみ分別収集状況調査報告書～

平成16年3月

奈良県環境県民フォーラム  
ごみ減量・リサイクル分科会

# ○はじめに

「従来からの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会システムは、化石燃料や化学物質の大量消費による地球温暖化の進行や、廃棄物の増大に伴う不法投棄の増加、最終処分場のひっ迫など深刻な環境問題をもたらしており、これらの問題を解決するため、従来の経済社会システムから脱却し、自然の循環機能を維持し、適量生産・適量消費を通じて、廃棄物等の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を進め、最後に適正に処分することにより、環境への負荷を低減することが社会全体の共通認識として求められている」ことが、平成14年度に策定された「奈良県循環型社会構築構想」で述べられています。

この「奈良県循環型社会構築構想」では、基本目標を「県民・事業者・行政の連携でゴミゼロ奈良へ!!」と定めていますが、私たち奈良県環境県民フォーラムごみ減量・リサイクル分科会では、「ごみの資源化を進めることがごみ減量につながる」をキーコンセプトにして、構想の基本目標達成のためにどのような取組を進めていくべきかを探るため、身近な市町村のごみ分別状況を調査することといたしました。

本報告書は、この調査結果をもとに、市町村が家庭のごみ減量のために取り組むべき方策についても幾つかの提言を行っています。市民団体の活動であるため、十分な内容になっていない点もあるかと思いますが、市町村の担当の方をはじめ多くの方に是非ご一読いただき、本県の循環型社会構築の一助にいただければ幸いです。

なお、提言は、ごみの減量を図る手法として、現在ごみとなっているものをできるだけ資源化するという観点で整理しました。しかしながら、ごみ減量にあたっては、まずごみをつくらないことが大切なのはいままでもないことを予めお断りしておきます。

最後になりましたが、ごみ分別状況調査においてご協力いただきました各市町村の方々に御礼申し上げます。

平成16年3月

奈良県環境県民フォーラム  
ごみ減量・リサイクル分科会

# ○目 次

1	ごみ排出の現状	..... 2
2	ごみの資源化に関する法制度の動き	..... 2
3	県内市町村のごみの分別状況	..... 4
4	市町村のごみ分別収集の在り方への提言	..... 7

## 1 ごみ排出の現状

私たちはごみの減量化を考えるにあたって、まず奈良県のごみの排出状況を整理してみました。環境省及び県廃棄物対策課の資料によると、平成10～12年度の全国と奈良県のごみの総排出量、1人一日当たりの総排出量の数値は表1のようになっています。これによると、奈良県のごみの総排出量は全国の1%強で、1人一日当たりのごみ総排出量は全国平均よりも少なく、県民は一定ごみの減量意識があると思われます。一方、資源化率を表2から見てみると、奈良県のリサイクル率は全国的に高い水準にありましたが、全国平均が順調に伸びているのに比してここ数年伸び悩み状態にあり、12年度は全国平均以下となっています。

表1 全国と奈良県のごみの排出量の比較

		10年度	11年度	12年度
ごみの総排出量	全 国 (千 t/年)	51,595	51,446	52,362
	奈良県 (千 t/年)	542	533	534
1人一日当たりの総排出量	全 国 (g/人・日)	1,118	1,114	1,132
	奈良県 (g/人・日)	1,019	1,001	1,003

表2 全国と奈良県の資源化率の比較

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
全 国 (%)	6.1	7.3	8.0	9.1	9.8	10.3	11.0	12.1	13.1	14.3
奈良県 (%)						13.9	13.9	13.2	11.7	14.1

## 2 ごみの資源化に関する法制度の動き

ごみの資源化をすすめるため、平成13年1月の循環型社会形成推進基本法の施行をはじめ、図1のように、ここ数年で様々な法律が整備されてきています。

14年度版の国の環境白書によると、家庭から排出されるごみの容積比で60%は容器包装廃棄物であり、家庭から出るごみの減量化を進めるうえで、容器包装リサイクル法は重要な法律といえます。この法律の目的は、「家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルするという役割分担を明確にすることにより、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ること」となっており、「容器」としては、ガラス製容器、ペットボトル、紙製容器、プラスチック製容器が対象であり、「包装」は包装紙やラップなどが対象となっています。

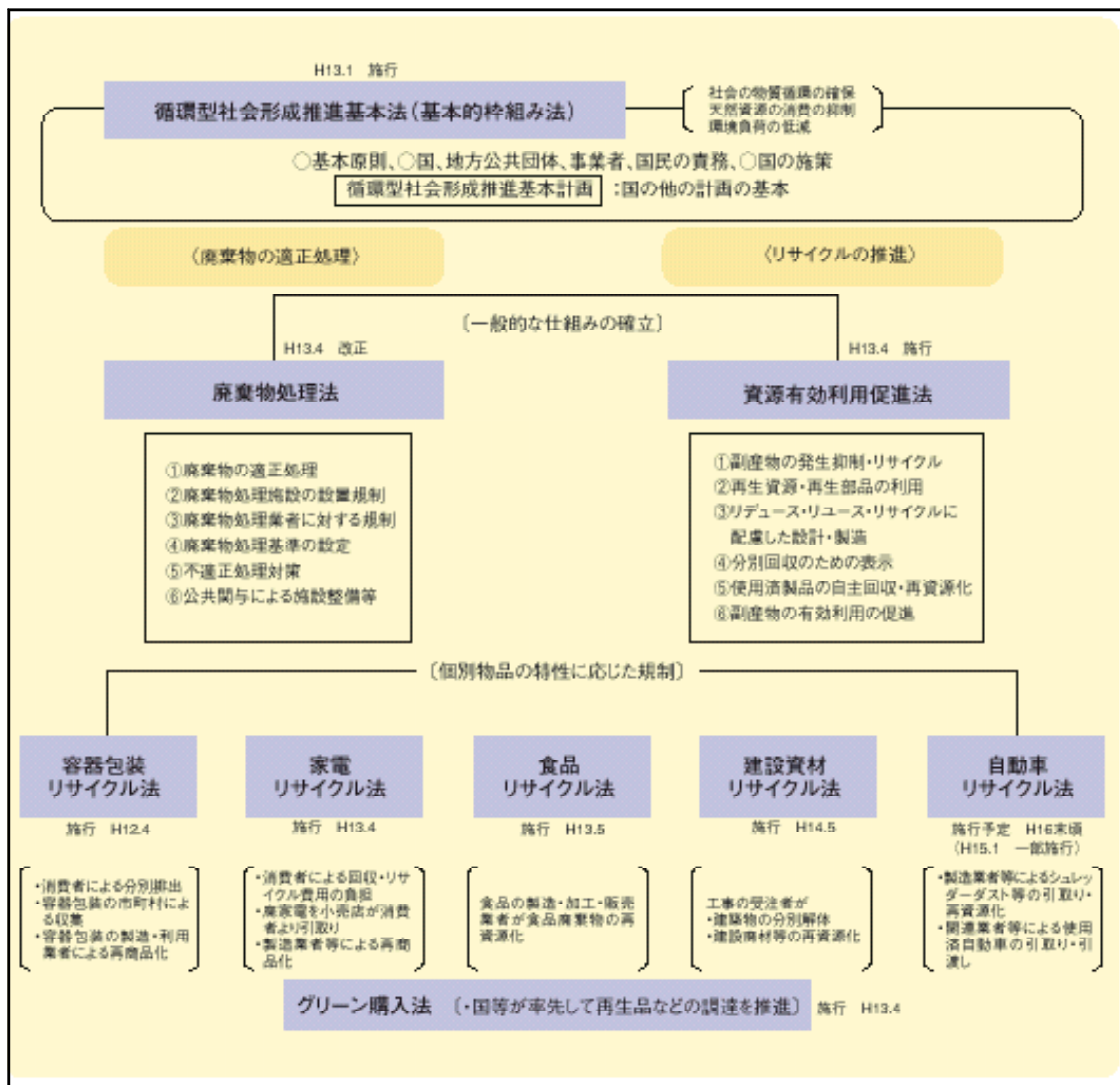
但し、この法律の対象となる容器包装か否かの判断が、①社会通念上、容器包装であると概ね判断されるものは対象で、②役務の提供であって、商品の容器包装でない場合は対

象外、③中身の商品と分離したとき不要とならないものは対象外 といった一般消費者にとって非常にわかりにくいものとなっており、法律の効果が今ひとつ発揮されていないとされています。

また、容器包装リサイクル法第10条に規定する県の分別収集促進計画（平成14年7月策定）によれば、各市町村の分別収集の取組時期にばらつきがあり、今後市町村合併をすすめるうえでこの点がネックになるものと思われます。

なお、平成15年3月に策定された国の循環型社会形成推進基本計画では、取組目標として2000年～2010年度で1人一日あたりごみ排出量を2010年に2000年度比20%削減することがうたわれており、ごみの資源化に対する取組は急務であるといえます。

図1 循環型社会の形成の推進のための法体系



(出典 「資源循環型ハンドブック 法制度と3Rの動向」 経済産業省)

### 3 県内市町村のごみの分別状況

ごみの資源化をすすめるにあたっては、家庭から排出されるごみが適切に分別収集されなければならないことは言うまでもありません。そこで、私たちは、市町村で住民向けに発行されているごみ分別チラシ等を集め、それを比較検討する方法で県内市町村のごみの分別収集状況を調査することとしました。

調査項目は、①資源化できるごみの分別状況、②有害ごみの分別状況、③生ごみの分別状況、④食用廃油の個別回収状況、⑤分別チラシの再生紙利用状況の5項目について行い、それ以外に分別収集チラシに記載されているユニークな収集例についても整理しました。なお、あくまでも私たちが集めた分別収集チラシでわかる範囲で整理をしましたので、現実に市町村で行われている分別収集品目と異なっている場合があります。また、調査項目⑤の分別チラシの再生紙利用状況につきましては、当該チラシに再生紙利用の表示がなされているか否かを判断基準にしています。

調査結果は表3のとおりですが、これによると容器包装リサイクル法で再商品化義務の対象となっているペットボトルとプラスチック製容器包装品である食品トレーについては、市町村によって分別収集の対象としているところとそうでないところがあります。分別収集していない場合、住民が個別にスーパー等の回収箱に持っていかない限り、燃やすごみとして処理されることとなります。

新聞・雑誌・ダンボール・空き缶・空き瓶については、容器包装リサイクル法の対象にならなかつたり再商品化義務がなかつたりするため、基本的に市町村での回収品目ですが、その回収方法については、市町村で直接回収する場合（表○印）と地域の自治会・子ども会等の集団回収で行われている場合（表●印）、その両者を併用している場合（表△印）があります。県廃棄物対策課によれば、現在県内約30市町村で集団回収団体助成事業（集団回収への助成欄参照）が行われています。

有害ごみ（蛍光灯・乾電池等）の分別回収については、市はほとんどで実施していますが、町村では3割弱（27%）しか実施していません。

生ごみについては、大塔村のみが分別回収を行っていました。

食用廃油の個別回収については、市町村の分別収集チラシに記載されているのは2例（斑鳩町、明日香村）でしたが、県環境政策課にて実施を把握しているものを補足しています。廃油回収については、市町村の広報紙で周知している例もあるようなので、実施例はもう少しあるかもしれません。

分別収集チラシに再生紙を利用しているか否かにつきましては、市町村の環境保全対策部署の意識を図る観点から調査項目といたしました。表の○印は、市町村から提供を受けた分別収集チラシ全てに再生紙利用の表示があったもの、△印は、複数のチラシの内一部にしか表示がなかったものです。森林資源保護のために再生紙利用を促進する観点から、こういった住民に身近な広報物にも再生紙利用をすすめていただきたく思います。

その他市町村におけるユニークな分別回収例としましては、割れた瀬戸物等や布団を回収している例やビールや酒瓶については地元の酒屋に引き取ってもらうこととしているものなどがありました。

表3 県内市町村のごみ分別状況調査整理表

平成15年4月時点

	資源化できるごみの分別収集状況(市町村が直接収集しているものに限る)										有害ごみ	集団回収への助成	食用廃油の個別回収	分別チラシの再生紙利用	備考(ユニークな収集例等)
	新聞	雑誌	ダンボール	空き缶	空き瓶	ペットボトル	紙パック	プラスチック	古布	その他					
奈良市	●	●	●	○	○	○	○	○	●		○			○	新聞、雑誌、ダンボール、古布等は地域の集団回収又は再生資源回収業者へ出す
大和高田市	●	●	●	○ アルミ缶は集団回収を推奨	○	○	○		●		○	○			われたビン、コップ、ガラス、せともの、鏡等をわれたものとして別に収集。新聞、雑誌、ダンボール、紙製の箱、紙パック、アルミ缶、古布は集団回収
大和郡山市	△	△	△	○	○	○	△		△		○	○		○	△印(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古布)は集団回収を推奨。集団回収をしていない場合は月1回市が収集
天理市	△		△	○			○	○	△	発泡スチロール	○	○		△	△印(新聞、ダンボール、古布)は集団回収を推奨
橿原市	△	△	△	○ アルミ缶は集団回収を推奨	○	○	△		△	プラスチックボトル	○	○	○	△	△印(新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、古布)は集団回収を推奨
桜井市	△	△	△	○	○	○	△		△			○		○	△印(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古布)は集団回収を推奨
五條市	△	△	△	○	○				△			○			△印(新聞、雑誌、ダンボール、古布、古自転車)は集団回収を推奨
御所市	△	△	△				△		△		○	○		○	△印(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古布)は集団回収を推奨
生駒市	●	●	●	○	○	○	△	○	●	トレー	○	○	○		新聞、雑誌、ダンボールは集団回収
香芝市	△	△	△	○	○	○	○		△		○	○		○	△印(新聞、雑誌、ダンボール、古布)は集団回収を推奨
月ヶ瀬村	△	△	△	○	○	○	○	○				○			△印(新聞、雑誌、ダンボール)は集団回収を推奨 ペットボトルはプラスチックごみとして回収
都祁村				○		○	○	○		プラスチックボトル、発泡スチロール、トレー	○				
山添村	△	△	△	○	○	○		○				○			△印(新聞、雑誌、ダンボール)は集団回収を推奨
平群町	△	△	△	○ アルミ缶は集団回収を推奨	○	△		○	△	トレー	○	○	○	○	△印(新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、ペットボトル、古布)は集団回収を推奨
三郷町	△	△	△	○	○	○			△	白色トレー		○		○	△印(新聞、雑誌、ダンボール、古布)は集団回収を推奨
斑鳩町	●	●	●	● アルミ缶は集団回収のみ	○	○	△	○	△	トレー	○	○	○	○	新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、紙パック、古布は集団回収
安堵町	△	△	△	○	○				△			○			△印(新聞、雑誌、ダンボール、古布)は集団回収を推奨 空き缶、空き瓶は、それぞれ金属類、ビン・ガラス類として収集
川西町	△	△	△	○	○	○		○	△	トレー、発泡スチロール	○	○	○	○	アルミ缶は別途回収し、福祉作業所の運営に役立っている
三宅町	△		△	○		○		○	△	白色トレー、発泡スチロール	○	○	○		△印(新聞、ダンボール、古布)は集団回収を推奨
田原本町	△	△	△	○	○	○			△			○	○	○	△印(新聞、雑誌、ダンボール、古布)は集団回収を推奨
大宇陀町	●	●	●	○	○		●		●		○	○			空き缶、空き瓶は、それぞれ金属類、ビン・ガラス類として収集
菟田野町				○	○										空き缶、空き瓶は、それぞれ金属類、ビン・ガラス類として収集
榛原町	△	△	△	○	○			○		陶器類	○	○			
室生村	△	△	△	△	○		△		△			○			△印(新聞、雑誌、ダンボール、空き缶、紙パック、古布)は集団回収を推奨
曾爾村	●	●	●	○	○				●			○		○	新聞、雑誌、ダンボール、古布は集団回収のみ。その他、鉄くずも集団回収をしている チラシは作成せず
御杖村				○	○										せともの、ガラス、蛍光灯、乾電池は別途回収
高取町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	トレー、発泡スチロール		○			
明日香村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	トレー、発泡スチロール	○		○		16年度からプラスチックごみも分別収集予定
新庄町	△	△	△	○	○	○			△			○		○	△印(新聞、雑誌、ダンボール、古布)は集団回収を推奨
當麻町	△	△	△	○	○	○	△		△	白色トレー		○		○	△印(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古布)は集団回収を推奨
上牧町	△	△	△	○	○	○	△		△			○		○	△印(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古布)は集団回収を推奨 布団、カーペット、マットは月1回収、生ごみ処理用EMぼかし無料配布
王寺町	△	△	△	○	○	○	○		△		○	○			△印(新聞、雑誌、ダンボール、古布)は集団回収を推奨
広陵町	△	△	△	○	○	○	△	○	△		○	○		○	△印(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古布)は集団回収を推奨
河合町	△	△	△	○ アルミ缶は集団回収を推奨	○	○	△		△			○			△印(新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、紙パック、古着)は集団回収を推奨

表3 県内市町村のごみ分別状況調査整理表

平成15年4月時点

	資源化できるごみの分別収集状況(市町村が直接収集しているものに限る)										有害ごみ	集団回収への助成	食用廃油の個別回収	分別チラシの再生紙利用	備考(ユニークな収集例等)
	新聞	雑誌	ダンボール	空き缶	空き瓶	ペットボトル	紙パック	プラスチック	古布	その他					
吉野町				○	○	○						○			ごみの区分と出し方(50音別ごみ分別区分一覧表)
大淀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	トレー					ポリ、ナイロン袋類も分別回収
下市町	○	○	○	○	○	○	○		○						
黒滝村	○	○	○	○	○	○		○	○	トレー、発泡スチロール					卵パック、洗剤ポリ容器
西吉野村	○	○	○	○		○						○			
天川村	○	○	○	○	○	○	○		○	トレー、プラスチックボトル、発泡スチロール				○	卵パック、洗剤ポリ容器
野迫川村				○	○										
大塔村				○		○				生ごみ類					ビール瓶、酒瓶は酒屋に引き取ってもらう
千津川村															ビール瓶、酒瓶は酒屋に引き取ってもらう
下北山村			○	○	○										ガラス、瀬戸物、電球、リサイクル以外のビンは別途回収
上北山村			○	○	○										ガラス、瀬戸物、電球、リサイクル以外のビンは別途回収
川上村				○	○	○							○		
東吉野村				○	○	○									

※ 本整理については、市町村のごみ分別収集チラシでわかる範囲のものであり、現実に市町村で実施されている分別収集品目と異なる場合があります。

## 4 市町村のごみ分別収集の在り方への提言

現在県内では、平成17年度の法支援措置の期限切れを控え市町村合併の動きが盛んですが、ごみ問題は住民に身近なテーマだけに、市町村合併に関して一つの重要なファクターであると思われます。「3 県内市町村のごみの分別状況」で見たように、各市町村によってごみ分別収集の状況は異なっていますが、私たちは市町村合併後の望ましいごみ分別のあり方や、それを実現するための方策について検討し、下記のとおり6つの提言にまとめました。

### 1) 有害ごみ及びプラスチックごみの分別回収をすすめる

有害ごみについては、「3 県内市町村のごみの分別状況」で見たように、現在分別収集している市町村数は多くありませんが、蛍光灯や乾電池については電気店等で回収に応じてくれるところが多数あります。排出量の関係で、市町村における有害ごみの回収は、数ヶ月に1回というところも多いので忘れてしまうことあるでしょうから、地元で有害ごみ回収に応じてくれるお店とネットワークを組み、例えば「有害ごみ回収協力店」という見やすいステッカーをお店に貼ってもらうとともに、市町村の広報紙やホームページで協力店を住民に周知することで、水銀等が入って危険な有害ごみを安全に回収する仕組みが作れるのではないのでしょうか。

一方、プラスチックごみについては、奈良市など一部市町村で分別回収が行われていますが、大部分は燃やすごみとして処理されています。このプラスチックは、再度プラスチックの原材料になったり、コークス炉の燃料として使われたりなど有効に活用できるものです。最近プラスチック容器にプラスチック容器包装識別マークが表示されるようになり、住民サイドで分別がしやすくなっていますので、プラスチックの分別回収に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

### 2) 生ごみの排出量を減らす

家庭から出るごみの約4割（重量比）が生ごみといわれていますが、今回の調査では生ごみだけを分別回収しているのは1市町村だけでした。今までの生ごみ削減の施策としては、家庭で購入する生ごみ処理機への助成が多く、ユニークな例としてはEMボカシを貸与しているものがあります。しかしながら、生ごみコンポストは生ごみを堆肥にするため、ガーデニングの環境がある家庭は良いのですが、そうでない家庭は導入が困難です。また、生ごみ処理機が比較的高価なこともあって十分普及しているとは言えないようです。

一方、最近の技術の進歩で、生ごみから発生するメタンガスを用いてごみ発電する装置も開発され、横須賀市では導入に向けて検証実験がなされているようです。生ごみを出さないことがより望ましいと思われませんが、排出される生ごみを資源化する方策として、このような方法も検討されてはいかがでしょうか。なお、県内でも例えば生駒市、御所市において、し尿処理の段階で生ごみを混ぜ、家庭園芸用肥料をつくとともに、発生するメタンガスの熱を利用した発電を行っている例があります。



### 3) ごみ分別が適正に行われるよう住民向け手引書を充実する

「2 ごみの資源化に関する法制度の動き」のところで見たように、容器包装リサイクル法に規定する分別基準は住民にとって非常にわかりにくくなっています。これに限らず同一品目について市町村により燃やすごみであったりそうでなかったりするなど、住民が分別判断に迷い、結果として不適正な分別になる可能性が大きいと思われます。このためには、住民向けのごみ分別収集手引書を充実することが有効だと考えられます。例えば、現在河合町で作成されているごみ分別収集手引書「ごみの区分と出し方」は、品目が五十音順で整理され、分別区分と出し方のワンポイントアドバイスが記載されている等見やすく分かりやすい内容となっています。

### 4) 合併後の分別数は最も多いところに合わせる

現在県内では、市町村毎に2～14種類のごみ分別収集が行われています。現在合併を検討されている市町村間で分別数が異なっている例も多いのですが、合併後は単一市(町)になるわけですから分別数は同一になっていくはずですが、その際、「ごみの資源化を進めることがごみ減量につながる」という発想をし、分別数の少ない市町村に合わせるのではなく、是非最も多いところに合わせてもらいたいと思います。合併後の市町村にはそれが出来るノウハウが自らの中にあるのですから。

### 5) ごみの減量を図るためごみ収集を有料化する

ごみ収集の有料化については、住民税の2重取りになる等の批判もありますが、ごみの減量化を図るために有効な手段であることは、導入した市町村で現実にごみの排出量が減っていることから明らかです。県廃棄物対策課によれば、県内で20近くの市町村が可燃ごみ収集を有料化していますが、市町村合併の際、有料・無料が混在する場合は、有料の方向に統一されるべきだと考えます。なお、有料化によって増えた財源は集団回収の助成金にまわすなど、住民あるいはNPOとの協働で資源化推進を図ることが重要です。

### 6) 住民のグリーン購入意識を高める

ごみの分別をして、それが資源化され再商品化されても、これが使われなければ循環の輪は途切れてしまいます。私たち、奈良県環境県民フォーラムでは、毎年10月の「環境にやさしい買い物キャンペーン」運動に県と共同で参画し、消費者の方々に環境負荷の少ない消費行動を呼びかけていますが、この運動は、行政、事業者、消費者が一体となって進めないと実りのあるものになりません。是非多くの方々のご協力をお願いいたします。

なお、住民のグリーン購入意識向上のためには、まず住民に身近な市町村自らが率先してグリーン購入に取り組むことが重要です。グリーン購入法第10条の趣旨を活かすためにも、是非多くの市町村でグリーン購入のための基本方針を策定されることを望みます。

また、このようなライフスタイルの変革を求める動きは、小さいうちから教育していくことが有効であるため、市町村の方々には教育委員会と連携し、総合学習の時間等を通じて、小学校低学年から環境にやさしい買い物やごみ分別の重要性を啓発していただきたいと思います。

以上

この印刷物は古紙配合率100%の再生紙を使用しています。